

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 29 年 8 月 22 日

議席番号 3 番

東村山市議会議長 様

質問者 かみまち弓子

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>スクール・セクシャル・ハラスメントを決して許すな</p> <p>『56 歳の中学校主幹教諭が、平成 26 年 6 月頃から 12 月頃までの間に生徒 4 名を膝の上に乗せる、着衣の上から手を生徒の腰に当てるなどの行為を行い校長からやめるように指導を受けたにもかかわらず平成 27 年 1 月頃から 3 月頃まで行為を行った。</p> <p>また、平成 26 年 5 月頃から平成 27 年 1 月頃までの間に同 4 名の内 1 名に対して二人きりで個別指導を行った際、手のひらを直接同生徒の膝に置く、着衣の上から手のひらを同生徒の大腿部に置くなどの行為を行った。さらに、平成 26 年 6 月 21 日午後 6 時ごろ自家用車に同生徒を同乗させ、校長からの聞き取りに虚偽の報告をしたこと』により、停職 6 か月処分が平成 29 年 4 月 14 日発令された。</p> <p>そして、この段階では職場復帰の可能性があり保護者からも非常に大きな不安の声が届けられた。</p> <p>我が会派では、このことを重く受け止め 8 月 16 日（水）NPO 法人 スクール・セクシャル・ハラスメント防止全国ネットワーク 事務局代表の亀井 明子さんに「スクール・セクシャル・ハラスメント」防止について、再発防止のために何ができるか、何をすべきかをお聴きに大阪府守口市の事務局に東村山市議会民進党会派として伺った。あつてはならないスクール・セクシャル・ハラスメントを防止する観点から以下伺う。</p>
	<p>① スクール・セクシャル・ハラスメント（SSH）とは、小学校・中学校・高等学校・大学・専門学校などの教育機関で行われるセクシュアル・ハラスメントです。スクール・セクシャル・ハラスメントは人権侵害行為であり、犯罪である。『なぜ声をあげられないのか？』について、学校で起こるセクシュアル・ハラスメントの被害に子どもや教師が声をあげられないという現状があるとのことだ。多くの場合、教師が子どもに対して恐怖心を与えていたり、秘密を強要したり、あるいは被害を訴えた子どもやサポートをしようとする教職員に対して、いじめや嫌がらせなどの二次被害が起こってくるためとのことであった。当市ではスクールセクハラについて声はこの 10 年間どのようにあがっているのか件数を伺う。またそれぞれの対応を伺う。</p>

番号	質問の項目と要旨
	<p>② 「東村山市立学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規則」第2条(3)「学校職員」に教員も含まれるのか伺う。</p> <p>③ 第4条「セクシャル・ハラスメントの防止等に関する指針」は学校教職員に配布されているのか伺う。</p> <p>④ 第5条の各学校の研修状況を伺う。</p> <p>⑤ 第6条の学校相談員は、適切に置かれているか。どのような方が任務に就いているのか伺う。</p> <p>⑥ 「東村山市立学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規則」は遵守され機能しているのか伺う。</p> <p>⑦ 平成11年4月に、改正男女雇用機会均等法が施行され労働省や人事院におけるセクハラ防止の法制化が進展し、文部科学省でもセクハラ防止対策への訓令が、全国の教育機関に対して発布されている。その影響もあり、ガイドライン策定をはじめとして、各地でもスクール・セクシュアル・ハラスメント防止への取り組み活動が起きてきているのだが、被害は後を絶たず増加。二次被害に苦しんでいる被害者や教職員も相当数。 2001年、文部科学省はわいせつ教員に対する厳罰化の方針<原則として懲戒免職>を出したが先述した東京都多摩地域の中学校で主観教諭を務めていた56歳の教職員に発令されたのは停職6か月である。文科省の方針から照らしあわせや保護者からも「なぜ懲戒免職ではないのか。性癖は簡単に治るものでもなく、不安でいっぱい。捕まらないのかが疑問だ」等多数の不安視する声があると聞くがなぜこれは6か月の停職と考えるか見解を伺う。</p> <p>⑧ 26年6月にスクール・セクシャル・ハラスメントが起こった際の学校の対応で、学校長と学校相談員の対応はどのようなものであったか伺う。またその時点で教育委員会に報告はあったのか伺う。</p> <p>⑨ 停職処分後復職となった場合は子どもたちや保護者も非常にストレスにさらされ、そんな異常事態の学校に子どもたちを通わせるなんてのもってのほか！と保護者たちも考える声が多くある。今後スクール・セクシュアル・ハラスメント防止再発防止のためにはどのような対策を講じる必要があると考えるか見解を伺う。</p> <p>⑩ 学校内におけるスクール・セクシャル・ハラスメントは慰謝料が保証されているのか伺う。また今回のスクール・セクシャル・ハラスメントに関して起訴はされないのか伺う。</p>

番号	質問の項目と要旨
	<p>⑪ わいせつ行為を行った教師が名前を変え他の自治体で教職に就き、またしてもわいせつ行為を行った例も報道等で知られている。子どもたちが安心して学校に通えるよう、処分等があった場合はその旨を身上書に記載し次の就職先にも伝えることが必要であるとする。見解と今後の方針について伺う。</p> <p>⑫ まずは相談しやすい環境や信頼できる環境、秘密を守れる環境、そして信頼して声をあげていくことのできる環境が必要であり、そうでなければ被害にあった児童生徒も、悩みを相談できずに心に深い傷を残したまま大人へと成長していくことを何としても避けたい。</p> <p>そのために教職員やPTA役員など保護者へのスクール・セクシャル・ハラスメント防止研修が重要であり、児童・生徒に対しても授業の中でCAP（子どもも暴力に嫌だと声をあげられる）などの学習をすることが防止の観点から必要である。当市で研修はどれ位しているのか。管理職を含む教職員や委託を受け学校に出入りする民間業者、PTA役員など保護者代表者、児童・生徒それぞれについて国都の動きを踏まえた現況と進捗状況、検討経過、検証について伺う。またまだできていない所があるとしたら理由と課題、今後の計画について伺う。</p>
	<p>⑬ スクール・セクシャル・ハラスメント防止全国ネットワーク事務局が置かれている大阪府では、スクール・セクシャル・ハラスメントを防止するためのガイドラインが小学校低学年、高学年、中学生、高校、全教職員、事務職員、管理職、保護者向けに対象を分け作られ、全校全児童生徒、保護者、職員に配布を行っている。一方当市では「東村山市立学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規則」や「セクシャル・ハラスメントの防止等に関する指針」はあっても、マニュアルやガイドラインは作られていない。相談できること、できるところがあることを知らなくては相談のしようがない。</p> <p>決してスクール・セクシャル・ハラスメントを許さず、防止する観点からも、「東村山市立学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規則」や「セクシャル・ハラスメントの防止等に関する指針」をまずは全児童生徒、保護者、教職員に配布し、ガイドライン作りをすべきと考える。見解を伺う。</p> <p>⑭ 『相手が先生だったから抵抗できなかった—なぜ教師のわいせつ行為は繰り返されるのか（池谷 孝司著）』や『知っていますか？スクール・セクシャル・ハラスメント—問一答』（亀井 明子 編著）も購入させていただいたが、非常に大切なことが書かれている。ぜひ当市においても各小中学校の図書室に一冊置くべきと考える。見解を伺う。</p>

番号	質問の項目と要旨
	⑮ スクール・セクシャル・ハラスメントに関して市長の元に声は届いていたか伺う。
	⑯ 本市としても児童生徒を守り、決して許さない毅然とした態度を表明するため以下、それぞれに関して市長の見解と今後の計画を伺う。(1) 総合教育会議にてスクール・セクシャル・ハラスメント防止について話しあうこと。(2) 「スクール・セクシャル・ハラスメント防止宣言」をすること。(3) より理解者を広める必要性から座長を務める市長自ら、総合教育会議の委員の方々、市行政の管理職にはたらきかけ、スクール・セクシャル・ハラスメント防止研修を行うこと。
番号	質問の項目と要旨
2	<p>東村山も LGBT 支援宣言を！</p> <p>8月17日(木)大阪府淀川区役所 市民協働課にLGBT支援事業について東村山市議会民進党会派で行政視察に行ってきた。</p> <p>先に行われた7月27～28日豊島区役所で行われたLGBT自治体議員連盟研修会では、100名あまりの全国の自治体議員が揃った。</p> <p>その研修のなかで、全国でいち早く大阪府大阪市淀川区がLGBT支援宣言をされたことを学んだことを受け、淀川区LGBT支援事業について伺った。</p> <p>元大阪淀川区長と神戸大阪のアメリカ総領事とで会談した際、総領事が自分はゲイであることをオープンに。LGBTについての理解を求めていたことがスタートだったとのこと。</p> <p>LGBTを可視化し、人権問題課題と捉え人権を守るのは行政の役割だと考えて「LGBT支援宣言」をされたとのことで以下伺う。</p> <p>① 専門の相談窓口やコミュニケーションルームの設置を望む声が多い。どのような施策を展開していくのか。見解を伺う。</p> <p>② 本市においても、東村山市イクメイヤー・ケアメイヤー宣言のように「LGBT支援宣言」をすることが肝要だと考える。見解を伺う。</p>